

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不existenceによる不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和4年3月3日付けで、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「〇〇〇（平成〇年〇月〇日生）に関する、沖縄県社会福祉審議会審査部会の審議における協議内容を記載した書面、議題書、議事録、答申の書面」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書について、答申がなされていないため、答申の書面不existenceであることを理由として、条例第11条第2項の規定により、令和4年3月16日付けで公文書不existenceによる不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年3月25日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和5年3月15日付けで審査会に対して、本件処分の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件処分は、「答申がなされていないため、答申の書面不existence」であることを理由として行われたが、報道によると令和4年3月10日付けで答申がなされているとのことであるから、本件処分がなされた同月16日時点で答申の書面が存在していることは明らかであり、本件処分に理由がないことは明白である。

よって、本件処分は取消されなければならない。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 弁明の内容

本件請求は令和4年3月3日付けで行われているが、同日時点においては、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会の答申がなされておらず、答申の書面は不存在であることから、公文書の不存在による不開示の決定をしたものである。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

本件請求文書の存否について、開示請求時点を基準にすることについて、条例にその旨の定めはなく、判断基準として不相当である。開示請求時点において文書を保有しておらず不存在であったとしても、開示もしくは不開示の決定をする時点において既に当該文書を保有していたのであれば、その時点における文書の保有事実を前提に開示不開示の判断をすることが常識的判断である。

したがって、実施機関の弁明には理由がなく、本件請求は認められるべきである。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

審査請求人は、令和4年3月10日付けでなされた沖縄県社会福祉審議会の答申について、同月3日付けで本件請求を行っており、本件処分は同月16日付けで行われた。

条例は、開示請求文書の存否にかかる判断時点（以下「判断時点」という。）を開示請求時点とするか開示等の決定を行う時点とするかについて、明文の規定を置いていない。

開示請求権の根拠規定である条例第5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と定めている。「保有する」とは、所持していることを指すため、当該規定は、当該実施機関が所持している公文書について開示を請求することができるものと定めているものと解される。

また、公文書の範囲について定める条例第2条第2項は、「実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第27条第1項及び第2項を除き、以下同じ。）であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と定めており、公文書の範囲に含まれるものは、当該実施機関が現に所持しているものであって、文書の保存期間の経過等により既に廃棄された文書や、将来的に作成又は取得されるものは公文書の範囲に含まれないものと解される。

さらに、条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならな

い。」と定めており、本条例でいう開示とは、不開示情報が含まれている場合を除いて、公文書の内容をあるがままに示し、見せることと解される。

これらの規定から解釈すると、条例は、開示を請求することができるのは実施機関が現に保有している公文書と規定した上で、開示請求があった場合は、開示請求時点において実施機関が保有している公文書の内容をあるがままに開示することを想定していると解することができる。

審査請求人は、開示請求時点において文書を保有していない場合でも、開示もしくは不開示の決定をする時点において当該文書を保有していたのであれば、その時点における文書の保有事実を前提に開示不開示の判断をすることが常識的判断である旨主張している。

しかしながら、開示請求時点より後に保有することとなった公文書も特定しなければならぬこととなれば、開示決定の期限までに公文書を作成又は取得する都度、当該公文書の開示の可否の判断や第三者照会等の手続等を要することになり、結果として決定を遅延させるおそれを生じさせるなど、運用上の安定性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、開示請求時点で保有する公文書を特定の対象とした実施機関の判断は、条例の趣旨を逸脱するものではなく、実施機関が行った本件処分は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和5年3月17日	諮問書受理
令和6年9月24日	審議（第360回）
令和6年10月28日	審議（第361回）
令和6年11月25日	審議（第362回）
令和6年12月23日	審議（第363回）